

令和元年12月13日	
資料提供	
担当室	農業環境・鳥獣害対策室
担当者	河里、大谷
電話(直通・内線)	073-441-2905・2905

令和元年度 農薬管理指導士研修会の開催について

県では、農薬の適正使用を担う優れた指導者を確保・育成するため、「和歌山県農薬管理指導士認定事業」を実施しています。

なお、農薬管理指導士の認定を受けるためには、県が実施する研修を受講して頂く必要があります。

この度、本年度の研修を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1 研修内容

(1) 農耕地分野(対象:農薬販売業、JAの方など)

- 1) 日時:令和2年1月15日(水) 13:30~17:00
- 2) 場所:県民文化会館 大会議室(和歌山市小松原通1-1)
- 3) 内容:①研修会(13:30~16:00)
 - ・農薬行政及び最近の情勢について ~ドローンでの農薬散布~
(農業環境・鳥獣害対策室)
 - ・イチジク・キウイの主要病害虫について
(果樹試験場かき・もも研究所)
 - ・毒物及び劇物取締法について(薬務課)
 - ・農耕地における農薬の適正使用と農薬取締法の平成30年改正について(緑の安全推進協会)
- ②認定試験(16:00~17:00) ※対象者のみ

(2) 非農耕地分野(対象:ゴルフ場コース管理者、造園業者の方など)

- 1) 日時:令和2年1月16日(木) 13:30~16:45
- 2) 場所:県民文化会館 大会議室(和歌山市小松原通1-1)
- 3) 内容:①研修会(13:30~15:45)
 - ・農薬行政及び最近の情勢について ~ドローンでの農薬散布~
(農業環境・鳥獣害対策室)
 - ・毒物及び劇物取締法について(薬務課)
 - ・非農耕地における農薬の適正使用と農薬取締法の平成30年度改正について(緑の安全推進協会)
- ②認定試験(15:45~16:45) ※対象者のみ

裏面へ

2 受講資格

以下のいずれかの条件を満たす方が、受講対象者となります。

- ・ 農薬販売業者又はその従業員として、農薬の販売業務に従事しており、原則として毒物劇物取扱責任者の資格を有している方
- ・ 防除業者又はその従業員として防除業務に従事している方
- ・ ゴルフ場コース管理者として防除業務に従事している方

※いずれの場合も①満20歳以上、②現在、県内において業務に従事、③実務経験が概ね2年以上である必要があります。

3 認定試験の受験資格

認定試験を受けるためには5年間で3回の研修を受講していただく必要があります。
(3回目の研修終了後に試験を実施。)

ただし、

- ・ 防除指導員 (認定機関：全国農業協同組合連合会)
- ・ 農薬安全コンサルタント (認定機関：全国農薬協同組合)
- ・ 緑の安全管理士 (認定機関：緑の安全推進協会)

など、農薬管理指導士に準ずる資格をお持ちの方は、1回の研修受講後、認定となります。(試験は行いません。)

4 申込について

下記のホームページ内に記載されている「5. 研修受講に必要な書類」を準備いただき、令和2年1月8日(水)までに農業環境・鳥獣害対策室(〒640-8585 県庁 農業環境・鳥獣害対策室 大谷(住所記入不要)あて)へお申し込み下さい。

※和歌山県 農業環境・鳥獣害対策室 掲載HP

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/071400/kanrisidoussi.html>

5 その他

- ・ 筆記用具をご持参下さい。
- ・ お車で来られる際には県民文化会館等、近隣の駐車場をご利用下さい。